

(参考)

「復帰 50 年平良孝七展」に関する要請等について

【 経緯 】

1 令和 4 年 12 月 11 日、同展のギャラリートークにおいて、パネリストのひとりから、第 1 章の展示について「復帰 50 年を考えるなら、パネルではなく、ニュープリントにすべきと考える。」との発言があった。これに対し、担当学芸員より「(第 1 章における写真集の複写は、) 書籍中のレイアウトも含めて 1970 年当時の時代性を表していると考え、複写による展示を行った。」と展示意図の説明を行った。

2 令和 4 年 12 月 19 日、観覧された方から第 1 章の写真パネルのキャプションの当時の表現方法について、現在の人権の観点からは気になる表記がある。」とのご指摘を受け、同日閉館後、展示室入口に、「本展で記載しているテキストは、今日では使用を控えるべき表現が一部含まれていますが、発表時の時代背景を考慮し、当時使用されていた表現を変更なく展示しています。」という説明書きを掲示した。

3 令和 4 年 12 月 21 日、復帰 50 年「平良孝七展の修正を求める会」から館長あて『「復帰 50 年 平良孝七展」の展示に対する抗議と修正要請』があり、下記 (1) ～(4) についての抗議と (5) の対応を求める内容であった。

- (1) 第 1 章においては平良孝七の写真でないものも展示されている。
- (2) 平良孝七が書いたと確定できていない写真説明文を展示している。
- (3) 被写体となった人物の人権保護がおろそかにされている。
- (4) 公立の当館が、「復帰 50 年」の名のもとに、これらの誤った重大問題を、1 ヶ月余も放置していることを批判する。
- (5) 第 1 章にあるコピー写真をプリントによる展示に改めるよう要求する。

4 同月 26 日、同館は被写体の人権の配慮等を厳粛に受け止め、要請のある写真パネル 2 点のキャプションを覆う対応を行った。同月 28 日、副館長から要請者に対し、下記のとおり口頭で回答を行った。

- (1) 次の 3 点より、平良氏自身の作品であると判断して展示を行った。
 - ① 第 1 章の写真について、写真家 T 氏が「100 枚の写真は、全部、平良さんが撮ったものだ」と記載された記事がある。
 - ② 令和 4 年 6 月の展覧会に関する関係者座談会において参加者の一人から、パネル複写元の写真集『百万県民の苦悩と抵抗』奥付に記載された撮影者名「平良孝七ほか」の部分について、「ほか」の文字を平良氏自身がマジックで消したとの発言があった。
 - ③ 平良氏のご遺族が所有する同写真集においても証言同様にマジックで消されている。
- (2) 次の 2 点より、説明文を含む同写真集刊行に平良氏の関与があったと考えて展示した。
 - ① 平良氏自身、当初は『百万県民の苦悩と抵抗』を自費出版で発刊する構想を持っていた。後に沖縄革新共闘会議の編集で写真集が発刊されることとなり、平良氏は写真提供などの協力を行った。
 - ② 前述の経緯から、写真集が発刊される際には平良氏自身も写真及びキャプションを含む紙面に目を通し、当時の価値観に照らして内容について了承し発刊に至ったと考える。
- (3) 被写体の人物に対する人権上の配慮が必要と指摘を受けた写真パネルについて、同指摘を厳粛に受け止め、12 月 26 日閉館後、写真パネル 2 点に掲載されたキャプションを覆う対応を行った。

- (4) 要請を踏まえ、本展の主催者として慎重に検討を行い、指摘を受けた作品については、被写体人物の人権に配慮する旨の説明を会場に掲示し、さらにキャプション部分を覆うなど当時の表現を尊重しつつも展示方法を工夫する対応を行った。
- (5) 第1章の展示においては、写真集そのものの価値を評価し、全ページを展示することが作家・作品に対する敬意を示すことになると考えた。加えて復帰50年を考える上でも、写真集全体を展示することで、来館者に復帰前の緊迫した情勢を伝えることができると判断し、写真集から複製した写真パネルによる展示を決定した経緯がある。したがって、第1章の展示方法について変更は行わないこととする旨の説明を行った。

5 令和5年1月5日、「復帰50年 平良孝七展の修正を求める会」より、知事あてに『「復帰50年 平良孝七展」における人権侵害の展示撤去等要請』の提出があり、下記(1)～(4)について対応を求める内容であった。

(1) 12月28日に口頭での回答を受けた際に要請者が指摘した下記5点について、館長による誠意ある回答をするよう知事から館長への指示するように求める。

- ① 写真家T氏の文章にある記述と、平良氏所蔵写真集の奥付の塗りつぶしは、いずれも平良氏本人の意思を正確に表明したものと確認されていない。
- ② 覆い隠した説明文以外にも平良氏本人の記述でないものがある。出版元の許可もなく説明文を覆い隠したことは、著作権侵害にあたる。また、『オキナワグラフ』12月号の展覧会紹介記事において、同会が人権侵害を指摘する「混血児」の写真が説明文ごと掲載されているが、本掲載図版においても展示した写真パネルと同様に覆い隠しできるのか。
- ③ 説明文を覆い隠しても、被写体がわかる写真の展示は重大な人権侵害になり、平良氏の名誉棄損にもなる。
- ④ 要請への回答の際に館長は同席せず、これまで館長からの説明がない上、文書での回答もなかった。田名館長以下の責任については回答がなされていない。
- ⑤ 「復帰50年平良孝七展」において展示する作品は、写真家のネガからのプリントこそが第一であり、「復帰」の政治運動を紹介する歴史の概念をつけるべきではない。

- (2) 被写体となった人物の人権保護がおろそかにされている写真パネル2点の即時撤去を求める。
- (3) 「復帰50年平良孝七展」であるからには、写真集からのコピー展示ではなく、ネガからのニュープリントでの展示を求める。
- (4) 人権蹂躪を惹起させている県立博物館・美術館長の責任を、沖縄県知事として明確にするよう強く求める。

6 1月5日の「人権保護がおろそかにされている写真パネル2点の即時撤去」要請を受けて、同月6日閉館後に要請のある第1章の写真パネル2点、および第3章の「混血児」を含むタイトルの写真1点を取り下げた。併せて、来館者に向けて取り下げの経緯などを記載した説明文を掲示した。また、1月5日に受けた要請への回答文書を手交する準備を行っていた。

7 令和5年1月10日、「復帰50年 平良孝七展の修正を求める会」より、知事あてに『沖縄県立博物館・美術館の重ねての著作権侵害の是正を要求する』要請書の提出があり、下記(1)～(3)について、1月12日までに回答するよう求める内容であった。

- (1) 第3章において写真1点を取り下げたこと理由を求める。
- (2) 遺族等の許可なく3作品を撤去したことの説明等を求める。
- (3) 上記2点に加え、1月5日の要請4件に対する文書による回答、および重大な権利侵害問題を起こし混乱をもたらした館長の責任について、知事は県民が納得するような説明をするように求

める。

- 8 1月13日、同会に対して、文化振興課から館の対応が適切に行われたことを口頭で説明し、その後、館長から回答文を手交して説明を行うことを伝えた。同会からは、知事名の回答文書を手交した後でなければ館長からの説明を聞かないとの強い意見が示され、1時間程やりとりを行ったが、要請者は改めて県に知事名の回答文書による説明を求めると発言し、そのまま途中終了となったため、館長説明は叶わなかった。館長から説明予定であった内容は下記のとおり。

【1月5日『「復帰50年 平良孝七展」における人権侵害の展示撤去等要請』に対する回答】

(1)

- ① 第1章の写真パネルについて、平良氏の写真であると判断した理由は12月28日に口頭で回答したとおり。指摘を受けた内容について、今後も調査研究を進めていく所存である。
 - ② 写真パネルの説明文を覆う対応及び取り下げについては、複写元となった写真集の出版元に許諾を得た上で対応した。『オキナワグラフ』12月号掲載記事における取材は11月11日に行われており、取材時の展示状態で掲載されているものである。
 - ③ 被写体となった人物の人権への配慮に対する要請を受け、指摘を厳粛に受け止めるべきと判断し、著作権を有する名護博物館と写真集出版元との協議・合意を得た上で、1月6日、閉館後に第1章の写真パネル2点、第3章の写真1点を取り下げることとした。
 - ④ 第1章の展示においては、12月28日に口頭で回答した通りの経緯（本【経緯】4-(5)）があり、第1章パネル展示における、ネガからのプリントへの展示変更は行わないこととする。
- (2) 写真パネル2点の撤去要請について、上記③のとおり対応した。第3章の写真1点の取り下げについては当館の判断で行った。
- (3) 上記④のとおり、プリントへの展示変更は行わないこととする。

【1月10日『沖縄県立博物館・美術館の重ねての著作権侵害の是正を要求する』要請書に対する回答】

- (1) 第3章において写真1点を取り下げたことについて。「売春婦」「混血児」の表記のある作品について、人権上の配慮への要請から、撤去要請のあった第1章の写真パネル展示2点と併せ、当館の判断により取り下げを行った。その理由としては、第1章に関する要請と同様に被写体から人物が特定されることにより、「混血児」のタイトルがある本作品についても、人権上の配慮から取り下げるべきであると判断した。
- (2) 遺族等の許可なく3作品を撤去したとの指摘について、要請を受けて1月6日に著作権者である名護博物館と写真集の出版元との協議・合意を得たうえで、同日閉館後に取り下げを行った。遺族に対しては、1月7日にご来館いただいた折りに副館長より展示取り下げの対応について説明申し上げた。
- (3) 文書回答については、1月5日と10日に受けた要請に対し、館長名による回答文書を用意した。前述の経緯（本【経緯】8）により、現時点において回答文の手交に至っていない。